

アナログ電話機通話品質マーク(Cマーク)運用規定

C E S - 0 0 6 0 - 1

一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会

通信品質委員会

2015年3月18日制定

目次

1.	概要、背景	1
2.	目的	1
3.	対象：呼称、ロゴマーク	1
4.	適用対象	2
5.	機能要件	2
6.	使用条件	2
7.	申請者の要件	3
8.	海外での使用	3
9.	不正使用のチェック	3
10.	Cマーク使用の申請方法	3
11.	使用権の費用	3
12.	承認機種の管理	3
13.	その他	3
別紙1	：対象呼称、マーク	4
別紙1-A	：Cマークのロゴ	5
別紙2	：Cマーク使用申請書	7
別紙3	：測定結果提出フォーマット	8
別紙4	：Cマーク取得フロー	10
別紙5	：Cマーク使用許可書	11

1. 概要、背景

通信品質委員会（以下本委員会）で作成したアナログ電話機通話品質マーク（Cマーク）のガイドラインについて、その機能要件、呼称、運用を定める。

この規定では、主にハンドセット通話を対象として、ガイドラインを定義し、詳細規定、およびマークの取得、運用のルールを定める。

本規定の内容は、昭和 61 年 2 月 12 日付、通信機械工業会の会長通達「通信機械工業会電話機通話品質標準規格運用規定」として運用されてきたものである。内容の見直しを行い、CIAJ 標準規格に、運用規定として制定した。

2. 目的

多くのメーカーでアナログ電話機が製品化されており、CIAJ ではアナログ電話機での通話品質を確保するため、アナログ電話機の通話品質設計ガイドラインの見直しを行った。一方、アナログ電話機の通話品質が規定の通話品質に適合することを示す「アナログ電話機の通話品質マーク（Cマーク）」についても見直しを行い制定する。

3. 対象：呼称、ロゴマーク

本規定の対象となる呼称は下記とし、ロゴマークは、別紙 1 に示す。

1) ガイドライン名称

[アナログ電話機の通話品質マーク（Cマーク）ガイドライン]

2) 呼称 : Cマーク

3) 定義機能

アナログ電話機の通話品質マーク（Cマーク）

4. 適用対象

本規定で定める呼称及びロゴマークは、国内で販売する以下の機器に適用するものとする。

① アナログ電話端末（ハンドセット）

上記機器以外への適用については、本委員会で協議の上判断する。

（コードレスハンドセット等であっても次項の機能要件を満たすものは適用できるものとする。）

5. 機能要件

5. 1. アナログ電話機の通話品質マーク（Cマーク）

この呼称、およびロゴを使用するためには、下記の機能要件を持つことを必須とする。

機能1 : アナログ電話機の特性は、CES-0050-1を満足することを必須とする。
測定は、申請者の責任で測定し、自己宣言する事

6. 使用条件

(1) Cマークのロゴの使用にあたっては、下記の5項目を遵守すること。

①変形して使用してはならない。(但し、相似形での拡大縮小は可とする。)

②判読不可能な大きさで使用してはならない。

③単一色で表現し、模様等をつけてはならない。色の反転は可とする。

④周囲の地と十分なコントラストをつけ、明確に判読できるようにする。

⑤独立性を保ち、文章中などに使用してはならない。

(2) 会員会社および呼称及びCマークの使用を許可された会社は、その呼称やロゴを使用した製品の品質について各自その責任を持ち、本委員会に何ら迷惑をかけないものとする。

(3) 呼称及びロゴは、商品本体および商品に付帯するカタログ、マニュアル、取り扱い説明書等に使用し、ユーザに誤解を与えないものとする。

7. 申請者の要件

品質を保証できる販売会社、OEM機種については供給を行う会社もしくは供給を受ける会社のどちらでも申請することができ、許可された後、Cマークを使用することができる。

8. 海外での使用

基本的に海外では使用しないものとする。海外での使用を希望する場合は、予め本委員会に申し出、協議するものとする。

9. 不正使用のチェック

使用については、使用会社が随時チェックを行うこととする。不正使用が発覚した場合には、本委員会が不正使用会社等に対し警告し、呼称及びロゴの使用中止を申し入れる。また必要により法的手続きをとる。

また、問題の連絡があった場合は本委員会から当該メーカーへ連絡するとともに必要があれば本委員会で調査を行う。

10. Cマーク使用の申請方法

別紙4にフローを示す

- (1) 申請は機種毎に別紙2の様式で行うものとする。
- (2) 申請は会社毎に行い、申請機種において定義した機能を具備することを示す資料（測定結果（別紙3）／取扱説明書／サービスマニュアル／カタログ等の該当部分）を添付する。
- (3) 申請が承認された後、呼称及びロゴを使用できるものとする。
- (4) 申請後の使用権を返却する場合には、12項に示す管理部門に報告するものとする。

11. 使用権の費用

Cマークの使用については、CIAJ正会員は無料、CIAJ正会員以外は、最初の申請時のみ有料（1社50,000円、消費税別）とする。

12. 承認機種の管理

承認された機種名は本委員会で管理する。

13. その他

これらの呼称及びロゴが本委員会の信用を表象するものであることを認識し、本規定に定める呼称及びロゴの使用及び使用許可にあたっては、本委員会の信用を失墜しないように最善の注意を払うものとする。

Cマークの使用会社は、本マークの信用を向上させるため、相互接続性を含め、ユーザが満足できるようなアナログ電話機での通話を提供できるように努力すること。

以上

別紙 1 : 対象呼称、マーク

項番	呼称、マーク	具備機能	備考
1	アナログ電話機の通話品質 マーク ガイドライン (Cマーク)	5 項の機能 1	日本国内のみの使用とする

Cマークを製品あるいは印刷物に表示する場合以下の方法によることを推奨する。

1. Cマークの基本的扱い方

技適マークと併記の場合

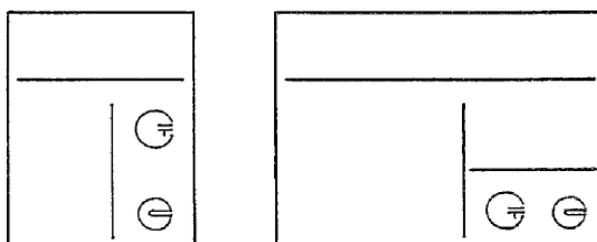
- (1) 技適マークを優先させる。
- (2) 技適マークとCマークが一体のものとして認識されないこと。

2. 具体的表示方法

1) 品名ラベル（定格銘板）に表示する場合

- ・大きさ 技適マークと同等またはそれ以下とする。
但し 5 mm以上が望ましい。
- ・色 他の表示と同色とし、マークだけ別色としない。
- ・位置 技適マークより下方、又は右方とする。

<表示例>



2) 単独シールとして表示する場合

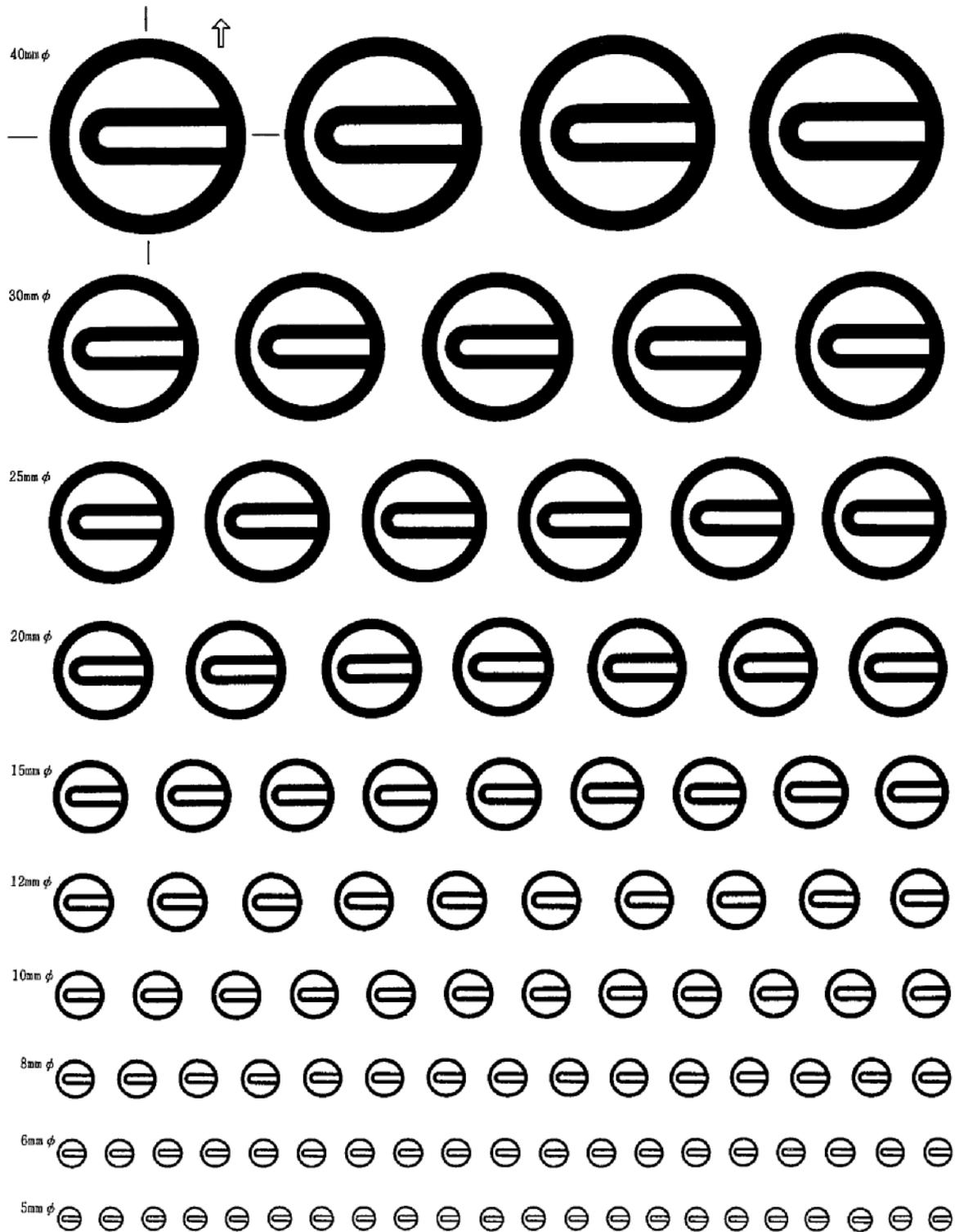
- ・大きさ 技適マークと同等またはそれ以下とする。
但し 5 mm以上が望ましい。
- ・色 特に規定しない。
- ・位置 品名ラベルと同一面に貼付する。

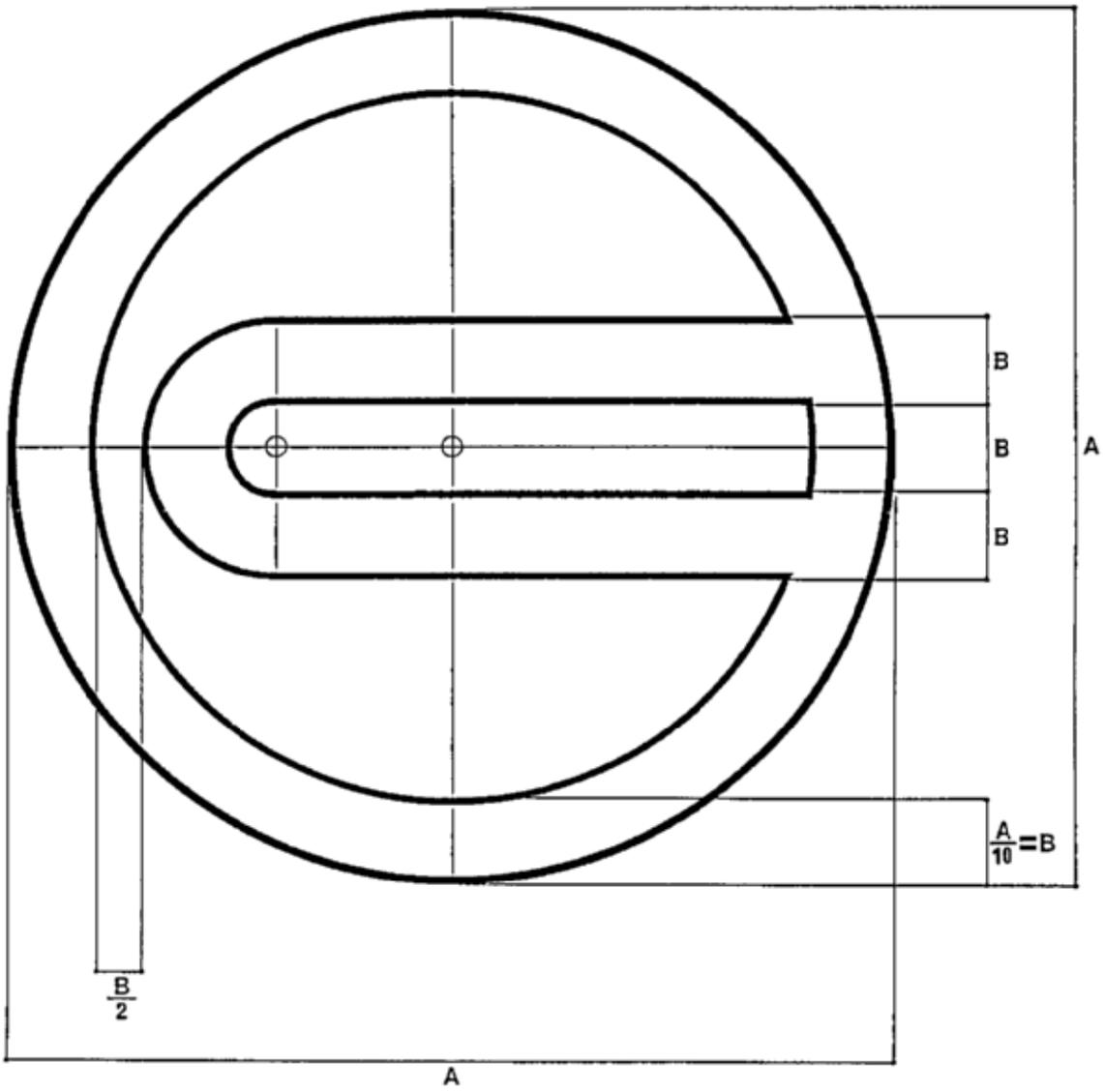
3) 取扱説明書、個装箱、カタログ、POP等印刷物に使用する場合

- ・日本語表示「C I A J アナログ電話機通話品質ガイドライン適合品」を必ず併記する。
- ・大きさ・色・位置については特に規定しない。

別紙 1 -A

Cマークのロゴ





別紙 2 : Cマーク使用申請書

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
通信品質委員会 委員長殿

アナログ電話機通話品質マーク（Cマーク）使用申請書

年 月 日

住所
会社名
所属・役職
氏名

下記の通りアナログ電話機の通話機能を実装した機器に対して、機能具備を示す書類を添付しますので、Cマークの使用について申請いたします。
また、Cマーク使用の目的に同意し、Cマークの運用規定を遵守いたします。

申請内容 以下の添付資料を添えて、ご依頼いたします。

機器型名	申請する呼称	書類番号
1	Cマーク	添付資料 1
2		添付資料 2
3		添付資料 3
4		添付資料 4

担当者所属
氏名
TEL
E-mail

※申請時の注意事項

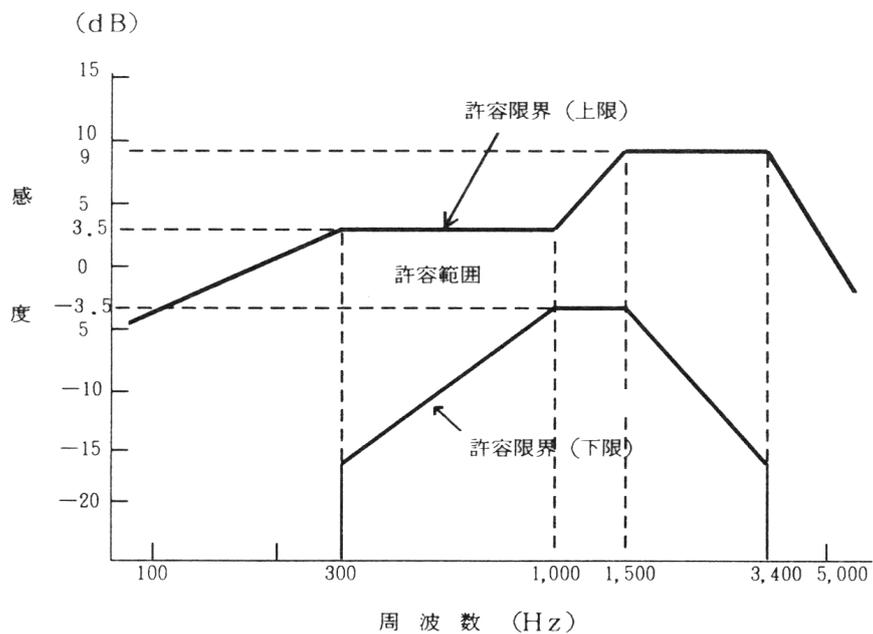
本ガイドラインは基本的に申請メーカーの責任により運用されて行くため、市場からの問い合わせ等があった場合、速やかにメーカー名や機種名を特定できるような申請名等を使用してください。

別紙 3 : 測定結果提出フォーマット

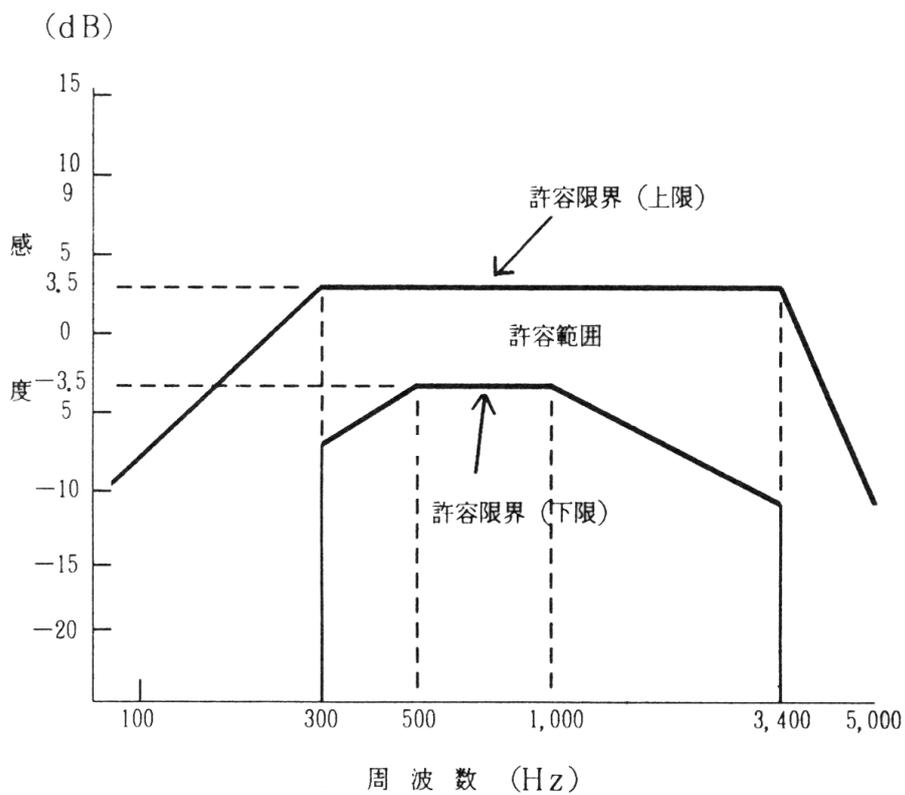
申請機器型名 : _____

申請メーカー名 : _____

項番	項目	規定値	測定値	備考
1	送話ラウドネス定格	12 dB以下		0.4φ-7 dB
2	送話感度周波数特性	下記参照	別紙添付	
3	受話ラウドネス定格	-2 dB~-10 dB		0.4φ-7 dB
4	受話周波数特性	下記参照	別紙添付	
5	側音マスキング定格	3 dB以上		0.4φ-7 dB 0.5φ-7 dB 0.65φ-7 dB 0 dB

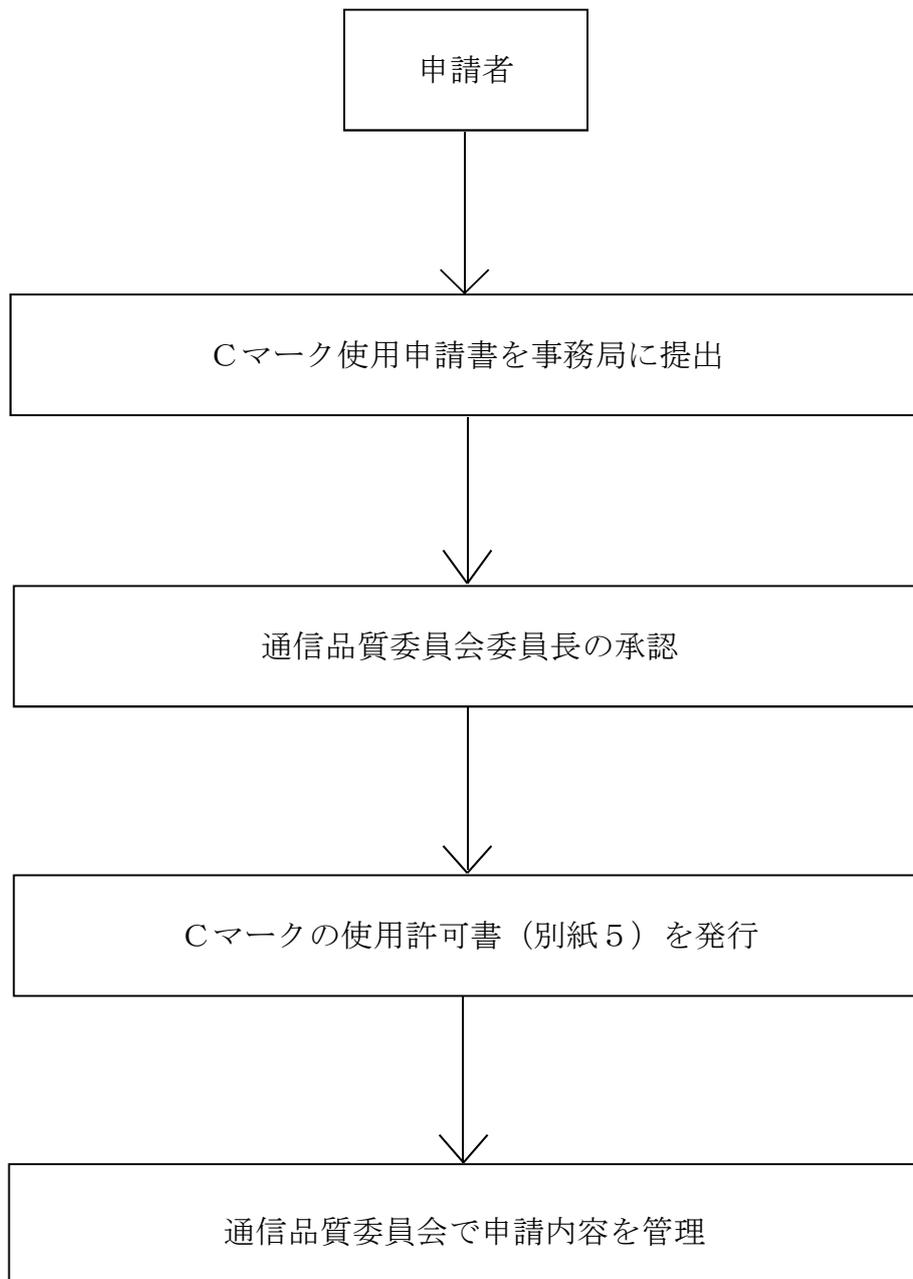


送話周波数特性 (線路条件: 0.4mm-7dB)



受話周波数特性 (線路条件: 0.4mm-7dB)

別紙4：Cマーク取得フロー



別紙5：Cマーク使用許可書

許可番号 _____

_____ 御中

アナログ電話機通話品質マーク(Cマーク)使用許可書

年 月 日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
通信品質委員会
委員長

下記の通りアナログ電話機通話品質マーク(Cマーク)の使用を許可する

使用許可条件

対象呼称	Cマーク
機器型名	

ご担当者	所属
	氏名